

# 民間賃貸住宅あっせんの案内

江東区では、住宅に困っている高齢者の方が安心して生活が送れるように、（社）東京都宅地建物取引業協会江東区支部・（社）全日本不動産協会東京都本部城東第二支部の協力により、江東区内にあるアパート等のあっせんを行っています。

## 1．申込みのできる方

65歳以上の一人暮らしの方、または、65歳以上の方を含む60歳以上で構成する世帯の方。

江東区内に住んでいる方。

自分で日常の生活ができる方。

住宅に困っている方。

身元保証人のいる方（いない方は、契約前に保証会社による保証の申込みが必要となります）。

## 2．申込みの手続き

区役所住宅課で「住宅あっせん申請書」に希望する地域や部屋の条件、家賃、身元保証人等を記入・押印し、申込みます。

## 3．申込みの後

区役所が、両協会支部を通じて地域の会員（不動産業者）さんに、あなたの希望の条件に合ったアパート等があるか照会します。

物件があった場合は、不動産業者さんが、あなたの連絡先に直接連絡します。物件を確認のうえ、諸条件が合えば紹介していただいた不動産業者さんのところで、家主さんと契約をしていただきます。

\*ただし、お申込みから1週間経っても不動産業者さんから連絡がない場合は、該当する物件がないということになります。希望条件を変えて、再度お申込みください。

## 4．申込み者への助成

一定の所得額以下の世帯には、契約が成立したときに契約金の一部を助成する制度があります。ただし、生活保護世帯は除きます。

詳しい内容や手続きについては、下記へお問い合わせください。

江東区 都市整備部 住宅課 住宅指導係

江東区役所 5階-1番窓口 電話 3647-9473